委 託 業 務 仕 様 書

(優先順位)

- 第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。
 - 1 契約図書
 - 2 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書」 (三重県のホームページ及び四日市市担当課各課にて縦覧)を準用する。
 - 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂 行できるよう協力すること。
 - 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。)を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守することまた、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。
 - 4 三重業務委託共通仕様書(測量業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、用地調査等業務共通仕様書第2章第12条3・7項、地質・土質業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、設計業務等共通仕様書第1編第1章第1110条第3・4項)に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム(テクリス)へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。ただし、農業農村整備事業における業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)へ登録し、「AGRIS登録結果通知」を提出すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要網(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

- 2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
 - (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
 - (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
 - (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第4 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

「別紙〕

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を 取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

- 第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、 当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市 条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。
 - 2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

- 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うため に必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
 - 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
 - 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

- 第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正 な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
 - 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
 - 4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行 うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (再提供の禁止)

- 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - 2 乙は、前項の承諾により再委託(下請を含む。以下同じ。)する場合は、再委託先における個人情報 の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わ すものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行う に当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又 は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製した ものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
 - 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、 輸送方法等を書面により確認するものとする。
 - 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

- 第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当 該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、 又は消去する場合を除く。
 - 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものと する。
 - (1)紙媒体 シュレッダーによる裁断
 - (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
 - 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
 - 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者 に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除 及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書(設計業務条件一覧表)

NO. 1

	明示項目	明示事項 (条件及び内容)
ア	設計積算条件	☑ 積算基準 三重県県土整備部制定 令和3年11月制定
		☑ 単価適用日 令和4年4月1日制定(令和4年8月1日一部改定)
イ	適用図書	☑ 委託契約書
		☑ 設計業務等共通仕様書(三重県) 令和3年11月制定
		部分改正を行った内容も含む(最新改正
		☑ 三重県公共工事共通仕様書(三重県) 令和2年8月制定
		部分改正を行った内容も含む(最新改正 令和3年7月)
		□ 四日市市景観計画 平成20年2月22日発行【平成30年2月28日変更】
,	VII. 74 3 1 44	□ その他(
ウ	業務計画等	☑ 契約締結後14日以内に業務計画書(工程表)を監督職員に提出する。
		☑ 業務完了の10日前までに数量報告書(工種、設計数量、実施数量等を記載)を監督職員に提出する。
		☑ 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。
		□ その他()
Н	成果の提出	☑ 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和3年7月改訂】相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。
		☑ 本業務における成果物の提出部数は、(□ 3部 ☑ (2)部)とする。
		□ 指示する期日までに提出する成果物あり。(業務の進捗により指示する。)
		☑ 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。
		□ その他(
オ	工程関係	□ 別途業務との工程調整の必要あり(別途業務名)
		☑ 関係機関との協議の必要あり(三重県公安委員会)
		□ その他()
力	照査の実施	☑ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。
		☑ 詳細設計照査要領(国土交通省中部地方整備局 平成29年3月制定)
		□ その他(
牛	打合せ等	☑ 設計業務等着手時及び成果物納入時(成果物案の打合せ時を含む)及び設計図書で 定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。
		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
		設計業務着手時及び成果物納入時(成果物案の打合せ時を含む)における打合せに は、照査技術者も出席するものとする。
ク	資料の貸与	☑ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。
	貝们の貝丁	「令和3年度川島62号線道路改良工事に伴う設計業務委託」成果品
		「令和3年度川島62号線道路改良工事に伴う測量業務委託」成果品
		「令和2年度川島62号線道路改良工事に伴う調査業務委託」成果品
ケ	業務条件	☑ 業務条件は下記のとおりとする。
		特記仕様書(その2)
コ	その他	☑ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。

(注)

- 1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

第1 業務の目的

本業務は、「令和 3 年度 川島 62 号線道路改良工事に伴う設計業務委託」により提案された設計に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・数量計算書をとりまとめ、報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で検討の範囲外であった御園川嶋神社東面について、路線測量を実施し法面勾配及び構造物を決定し、交差点形状の決定を行うものとする。

第2 業務概要

- 1).【道路詳細設計】
 - 1. 設計計画及び施工計画
 - 2. 現地踏査
 - 3. 平面·縦断設計
 - 4. 横断設計
 - 5. 道路付带構造物設計
 - 6. 小構造物設計
 - 7. 仮設構造物設計
 - 8. 用排水設計
 - 9. 設計図・数量計算
- 2). 平面交差点設計
- 3). 照査
- 4). 報告書作成
- 5). 打合せ協議
- 8).【路線測量】
 - 1. 作業計画
 - 2. 現地踏査
 - 3. 中心線測量
 - 4. 縦断測量
 - 5. 横断測量

第3 業務内容

1). 道路詳細設計

1. 設計計画及び施工計画

業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。設計図書に基づき、施工性、安全性を考慮したうえで、経済的・効率的かつ合理的となる施工計画の立案をするとともに、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画及び仮設備計画等、工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書及びステップ図を作成するものとする。なお、境内の施工範囲にかかる樹木について大きさ毎に伐採若しくは抜根の施工計画を立案すること。

2. 現地踏査

現地踏査により設計に必要な現地状況を把握するために、予備設計と現地との整合性を目視により確認し、また、架空線及び地下埋設物を含めた構造物等の位置、交差道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、土地利用状況等についても確認するものとする。合わせて工事進入路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

3. 平面・縦断設計

平面設計について、実測平面図を用い予備設計で決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

4. 横断設計

横断設計は実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を 決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

5. 道路付帯構造物設計

一般構造物 [擁壁(小構造物を除く)、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。] 及び、管渠(応力計算が必要なもの)、溝橋、大型用排水路(幅 2m超かつ延長 100m超)、地下道、取付道路(幅 3m超かつ延長 30m超)側道、階段工(高さ 3m以上)等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。

6. 小構造物設計

5. に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ2m未満)、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路(幅2m以下または延長100m以下)、集水桝、防護柵工、取付道路(幅3m以下または延長30m未満)、階段工(高さ3m未満)等を設計するものとする(照明施設は除く)。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

7. 仮設構造物設計

構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

8. 用排水設計

既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

9. 設計図・数量計算

以下の発注に必要な図面・数量計算書を作成するものとする。

1. 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、函渠等の主要構造物等、 計画した全ての構造物を記入するものとする。

2. 縦断図

実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき 20m 毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

3. 標準横断図

代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面 保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

4. 横断図

実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。

5. 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

2). 平面交差点設計

平面交差点詳細設計は、実測図の成果を用い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき条件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に基づき設計を行うものとする。

3). 照查

下記に示す事項を標準として照査を実施するが、必要に応じて監督員と協議して追加するものとする。

- ・基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備、支承物件(地下埋設物等)などについて設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ・設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、 地質、土地利用、周辺整備、支承物件(地下埋設物等)などが設計に反映されているかの照査 を行う。
- ・設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法の確認を行う。
- ・設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

4). 報告書作成

受注者は、業務の成果として報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、 取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 設計条件
- ・計画の概要
- ・各種検討の経緯とその結果
- 設計計算書(排水計算、設計計算等)
- ・施工段階での注意事項・検討事項
- ・工程表の作成(詳細な交通規制期間含む)
- その他必要事項

5). 打合せ協議

本業務による打合せ協議は着手時1回・中間打合せ5回・成果品納入時1回・関係機関協議1 回の計8回を行い、着手時と成果品納入時は、照査技術者が同席すること。なお、関係機関協議 は区画線及び交差点形状について三重県公安委員会と協議する。

第4 留意事項

地権者との交渉や関係機関との協議等により、実施数量を変更する場合がある。

第5 貸与資料

- (1) 「令和3年度川島62号線道路改良工事に伴う設計業務委託」成果品
- (2)「令和3年度川島62号線道路改良工事に伴う測量業務委託」成果品
- (3) 「令和2年度川島62号線道路改良工事に伴う調査業務委託」成果品

項						目		設計条件	
エ						期	契約の日	~	令和5年2月15日
場						所	四日市市	川島町	地内
道	路	詳	紐	1	設	計			
規						格	1/1000		
作		業		区		分	設計計画及び施工計画、現地踏査、平面・縦断設計、横断	f設計、道路付帯構造物·小構造物設計、仮設構	造物設計・用排水設計、設計図、数量計算、照査、報告書作成
設		計		延		長	0.09km		
地	形	12	ょ	る	割	増	山地 延長 0.09km		
車	線	数に	こよ	る	割	増	1~2車線 延長 0.09km		
複	断	面	Ø,)	延	長	0km		
暫		定		計		画	しない		
步	道	等	Ø,)	設	計	しない		
取作	寸道路	5、付替	水路	、横	断管渠	等	いずれも設計しない		
道;	路 環	境関	連施	設	の設	計	しない		
特	殊	法	面	の	設	計	道路設計と一体で行わない		
路原	末入	替等の)処理 計	!IC3	対する	設	含めない		

項目		設計条件	
工期	契約の日	~	令和5年2月15日
場 所	四日市市	川島町	地内
施工途中の車線変更等の設計	含めない		
エ区ごとに成果品を分割	含まない		
平面交差点詳細設計			
規格	1/500		
予 備 設 計	予備設計あり		
作 業 区 分	平面·縦断設計、横断設計、交差点容量·路	面表示、小構造物設計、用排力	k設計、設計図、数量計算、照査、報告書作成
打 合 せ			
業務着手時打合せ	業務着手時打合せ計上		
中 間 打 合 せ の 回 数	中間打合せ5回		
成果物納入時の打合せ	成果物納入時打合せ計上		
関係機関打合せ協議			
関係機関打合せ協議	1機関		

項						目		設計条件	
エ						期	契約の日	~	令和5年2月15日
場						所	四日市市	川島町	地内
路		線		測		量			
作		業		計		画	1業務		
現		地		踏		査			
地	域	1=	よる	変	化	率	都市近郊平地 0.035km		
交	通	量に	:よ	る変	化	率	0~1000台未満/12時間		
中		心	線	測	J	量			
作		業		エ		程	中心点座標計算、測定設置、線形地用	/図の作成、点検整理	
地	域	1=	よる	変	化	率	都市近郊平地 0.035km		
交	通	量に	よ	る変	化	率	0~1000台未満/12時間		
曲	線	数に	:よ	る変	化	率	単曲線換算曲線数 0		
測	点	間隔	にょ	る多	5 化	率	測点間隔 20m		

項			F	1	設計条件	
エ			ļ	契約の日	~	令和5年2月15日
場			Ē	西日市市	川島町	地内
縦	断	測	<u> </u>	1		
作	業	I	Ŧ	醒測、縦断面図作成、点検整理		
地	域に	よる変	化图	都市近郊平地 0.035km		
交	通量に	よる変	化图	0~1000台未満/12時間		
横	断	測	<u> </u>	1		
作	業	I	Ŧ	望 観測、横断図作成、点検整理		
地	域に	よる変	化	都市近郊平地 0.035km		
交	通量に	よる変	化图	☑ 0~1000台未満/12時間		
曲	線数に	よる変	化图	単曲線換算曲線数 0		
測	量幅に	よる変	化图	型 45m未満		
測	点 間 隔	による変	化图	<u>2</u> 20m		

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により 徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・ 事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定 の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底 するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 業務等の関係者が緊急事態措置・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から作業 等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適 切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と 認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間 の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。 また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 と。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。